

2005年7月12日

倫理委員会からの回答

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

頂いたご意見

・全体的に

まず、私は倫理規程や行動の手引きを整備することについて、それが良くない、などと考えているわけでは決してなく、むしろそういったものは整備されるべきだと心底思っており、その点で日本原子力学会の先進的な活動は本当にすばらしいものと思っています。ですから、以下の文言は、反語文のようなものではなく、純粋に疑問文として捉えて頂きたいと思います。

私の疑問とは、「倫理規程や行動の手引きは方程式なのか」ということです。これは、NSPEの事例邦訳をした、という私の経験から考えたことです。方程式は、 x に数値を代入すれば紛れのない解を導き出すことができます。NSPEの事例から感じたのは、これらも一種の方程式ではなからうか、ということです。つまり、ある事例がある、それにはこの条文を当てはめる、そうするとどう行動すべきかの紛れもない回答がでる、というものではないかということです。

もし倫理規程や行動の手引きが方程式であるとした場合には、次のようなことが帰結すると思います。第一は自律の喪失です。「自律」は、カント哲学に淵源する概念ですが、そのようなことを言うまでもなく、自律は人間の尊厳の源として、損なわれてはならない価値であると思います。もし技術者が問題に遭遇した場合、機械的に手引きに従えば正解が出る、というのであれば、それは技術者の「自律」を損なうこととなります。それは極論すれば人間の道具化にもつながるのではないかと思います。しかし、かといって無分別に行動すればよい、ということであればリスクが大きくなりますから、その点で一種のジレンマがあると思います。この点についてのお考えをお伺いしたく思います。

第二の帰結は、いわば極端な保守主義です。つまり、あらゆるリスクテイクをするな、ということになりはしないでしょうか。この点は、私も倫理規程や行動の手引きを完全に知悉しているわけではないので、迂闊なことは言えないのですが、一般的に倫理規程などは、リスクを最小化するような行動を求めるものであるような気がします。これはとりわけ「憲章2」およびそれに関わる行動の手引きから考えたことです。しかし、経済であれ技術であれ、ノーリスクハイリターンということは絶対にはないものであって、技術の進歩や効率化のためには、許容される範囲内で、リスクを冒すことも必要になってくると思います。この点のバランスをどう取るか、ということをお伺いしたく思います。

倫理委員会からの回答

大変難しいご質問であり、的確なお答えができないことはお許しください。

第一の「倫理規程や行動の手引きは方程式のように確実に答えが出るものか」というご質問に対しては、そうは考えていないとお答えします。行動の手引の前文にも掲げていますように、私たちは倫理規程とは「自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」ものと考えています。本当に厳しい局面では倫理規程は必ずしも答えを与えてくれません。行動の手引前文には「我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。」とも書いてあります。相反問題にぶつかったとき、いくつもの守べき規範に順位付けをして、どのように振舞うのか、それは会員が自分自身で悩んで答えを見つけるしかないのだと思います。それにも拘らず倫理規程を定めておくのは、守るべき規範のいくつかを忘れて行動するなどの過ちを犯さないためです。倫理規程は人間が自律的に行動する際の手助けとなる「道具」だと思います。

第二の「倫理規程は極端に保守的な行動を要求するものなのか」というご質問ですが、そうあってはならないと思います。安全だけを重視して何もするな、などとは主張していません。憲章の第1条に「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。」を置いた理由もそこにあります。安全も重要ですが、人類への貢献はある意味ではそれ以上に重要と考えています。ただ、具体的にどうするか、バランスをどうとるか、の答えまでは倫理規程の中では示すことはできません。ずるいようですが、それはやはり会員が自分自身で悩んで答えを見つけるしかないのだと思います。将来的には、このような点については倫理規程として答えを示すのではなく、事例集のようなものの中で答えを示したらどうかと考えています。すなわち、「このような局面ではこのように振舞うことが好ましい」という事例です。それには時間がかかります。温かい目で見守っていただければ幸いです。

頂いたご意見

・全体的に

多くの学会の倫理綱領が、知的財産権、特許、著作権などの尊重、という条文を掲げていますが、原子力学会の憲章にはこれに該当するものがありません。これはこういったものの尊重よりも情報公開の方が優先する、ということの意思表示でしょうか。

倫理委員会からの回答

そのように考えていただいて結構です。厳密にはそのような内容は憲章の第7条に含まれていると思いますが、それを明示的に書くことの必要性を指摘する会員は少なく、原子力という分野の特徴なのだと思います。将来的には7条関係の行動の手引にはそのような内容を盛り込むかもしれません。

頂いたご意見

・全体的に

次の文章は、北大の石原先生の書かれたものの一部です。「倫理規定への賛同が入会の条件になることは、倫理規定を制定している学協会では当然のことであるようにも思われるが、実際には、倫理規定の存在すら意識せずに入会手続きが完了してしまう学協会がほとんどであろう。」このような指摘についてはどうお考えですか。

倫理委員会からの回答

原子力学会では倫理規程への賛同を入会の条件とはしておりません。このことについて倫理委員会では議論しておりますが、ご指摘のように「有効な縛り」にならないのであるなら意義は小さいと考え、今のところ理事会にも積極的な働きかけはしておりません。入会の条件にすることより会員に浸透させることこそが大切で、それにはどうしたらいいかを模索しているのが原子力学会の現状です。

頂いたご意見

・ 憲章1「会員は、原子力の平和利用に徹し」について

倫理規程は、「不磨の大典」ではないでしょう。社会情勢の変動等により見直しを迫られることもあると思います。しかしながら、この部分だけは、永久に変わらないものと考えてよいですか。

倫理委員会からの回答

倫理委員会としては永久に変わらないと考えています。なお、個人的意見になりますが、これが見直されるようなときには原子力学会自体が分裂・崩壊することすら起きるのではないかと思います。

頂いたご意見

・ 憲章8「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職の社会的な評価を高めよう努力する。」について

私はこの条文にいささか違和感を覚えます。

第一の理由は非常に単純です。ある仕事を自らの生業とし、それに誇りを感じるようになるのは、その仕事である程度の研鑽を積み、その仕事の本質を理解したうえのことではないでしょうか。しかし、原子力学会にはこれから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も多く入会していることと思います。彼らに、原子力に携わる「誇り」を求めるのは、少し無理があるのではないのでしょうか。

第二はより重要かと思えます。どこであれ、当然原子力に反対の人がいます。そのような人が「原子力に従事することに誇りを持」つというのは、言葉の意味から言ってもありえないことです。しかし一方で、原子力学会には、原子力技術を止めたい、そのためにし

っかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。つまり、原子力に反対の人は入会をお断りします、という意味を含んでしまっているのではないのでしょうか。

倫理委員会からの回答

まず、第一の理由に対しお答えします。これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。次に第二の理由へのお答えですが、これは学会の定款と関係しています。原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることにはならないと思いますが、倫理規程は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。